

02 静保生第 312 号
令和 2 年 4 月 14 日

建築物における衛生的環境の
確保に関する登録事業者 各位

静岡市保健所長
(生活衛生課扱い)

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に係る従事者及び監督者等の研修について（通知）

日頃から保健所行政に御理解と御協力をいただきありがとうございます。

さて、このことについて、別添のとおり厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生課から事務連絡がありました。

本市においても、新型コロナウイルス感染症への罹患リスクが低下するまでの間、当該事務連絡に沿った柔軟な対応をしますので御承知おきいただくと共に、各事業者におかれましては、下記のとおり御対応願います。

記

- 1 対象者 建築物における衛生的環境の確保に関する登録事業者における従事者及び資格更新予定の監督者等
- 2 連絡事項 各事業者においては、3つの密を避ける等、新型コロナウイルス感染症の感染リスクを低下させる配慮をしつつ、原則として従事者全員に1年に1回以上の定期的な研修機会を与えるよう御配慮ください。
監督者等の再講習について、講習主催者の都合などにより、更新期限内に受講できない場合は、当課まで御相談ください。
- 3 その他 なお、新型コロナウイルス感染症に関する最新情報は、本市ホームページに掲載していますので、必ず定期的に確認するようお願いします。

<配布物一覧>

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に係る従事者の研修について（厚生労働省）
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録に係る監督者等について（厚生労働省）

裏面に続きます

- (3) 新型コロナウイルスを防ぐには（厚生労働省）
- (4) 新型コロナウイルスの集団感染を防ぐために（厚生労働省）
- (5) 密を避けて外出しましょう（厚生労働省）
- (6) 感染症対策へのご協力をお願いします（厚生労働省）
- (7) 「換気の悪い密閉空間」を改善するための換気の方法（厚生労働省）
- (8) 新型コロナウイルス対策として清浄化すべきポイント（静岡市保健所）
- (9) （建築物衛生法）新型コロナウイルス感染症関係Q&A（厚生労働省）

※静岡市保健所生活衛生課の新型コロナウイルス関係のページURL

https://www.city.shizuoka.lg.jp/000_006620_00001.html

問い合わせ先

静岡市保健所生活衛生課

生活衛生係

電話番号 054-249-3155